

1. 「保健師人材育成ガイドライン」作成の目的

少子高齢化に伴い、医療と介護の乖離のない包括的ケアが行きわたる仕組みづくり、ソーシャルキャピタルを基盤とした健康づくりの推進、がん対策や虐待防止対策等に関する法整備など保健師の活動をめぐる状況が大きく変化したことから、平成24年7月に国の「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が大幅に改正され、「地域における保健師の保健活動について」（国の保健師活動指針）についても大幅に見直しされたところである。その中で、自治体に属する保健師は、保健・医療・福祉等に関する専門的な知識の習得として、連携・調整に係る能力、行政運営や評価に関する能力を育成することは重要とされており、保健師の体系的な現任教育の体制整備を図っていくことが求められている。

このことから、県では、平成25年4月に大幅に見直された国の保健師活動指針をもとに、「奈良県における保健師の保健活動のあり方とすすめ方」（奈良県の保健師の保健活動指針）に応じて、平成21～22年度に作成された「保健師人材育成ガイドライン」「保健師の資質向上マニュアル」を見直した。

その後、平成28年3月には、「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ」において、保健師免許取得までの教育背景や、自治体に保健師として就職するまでの職務経験が多様化する中で、保健師の能力は経験年数に応じて一様でないことから、保健師の人材育成において、各保健師の能力の獲得状況を的確に把握するためには、能力の成長過程を段階別に整理したラダーが必要であると明記されている。

今回のガイドラインにおいては、このような国の基本的な考え方にに基づき、本県の保健師が質の高い地域保健活動を実践できることを目的に、各レベルの獲得したい能力を明確にし、現任教育体制等を整理し、県の保健師が活用しやすい内容になるようにあらたに作成したものである。

2. ガイドラインの活用方法

本ガイドラインは、県内の自治体で働く保健師が、保健師の資質および実践能力の向上をめざして、「奈良県の保健師が目指すもの」「保健師活動を推進するために必要な7つの能力」「ラダーの枠組み」「現任教育の体制」について示している。

このガイドラインを活用することにより、以下のような取り組みに役立つことを期待している。

- ・自己の到達目標にあわせて、できていること、できていないことを振りかえり、自分の役割や立ち位置を意識し、これからめざすべきことを確認。
- ・ガイドラインの目的を理解し、自分が育つこと、後輩を育てること、みんなで育ち合うことを意識し、自己研鑽やOJTやOFF-JTなどの現任教育の機会を活用。
- ・県内の保健師が、住民の健康で、安心安全な生活の保持と増進に寄与する保健活動ができるように、また組織における環境づくりと現任教育体制の充実に役立つ。